

トップレベルドメインの新設

2008年7月24日

JPNIC

丸山直昌



社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

Copyright © 2008 Japan Network Information Center

前回のICANN報告会

- 「新gTLD追加に向けたICANNの動き」と題して同じテーマを扱った。

何故続けてやるのか？

6月26日のICANN報道発表

ICANNのPress release:

Biggest Expansion in gTLDs Approved for Implementation

マスコミの過剰な反応

例えばCNETの2008年6月27日の記事:

「ICANN、ドメイン名の命名規則を改訂」

インターネットのIPアドレスやドメイン名などを維持、管理する非営利団体Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN) は、現地時間6月26日にパリで開催された会合で、トップドメイン名の命名規則の自由度を広げる改訂案を承認した。

報道における二つの誤解

➤ 改訂案を「承認した」

- GNSO勧告を受領(adopt)しただけで、実施案はできていない

➤ 誰でも自由に新TLDを「登録できる」

- レジストリ事業を行うためのTLDを申請できるという話であって、自分(自社)のためのTLDを申請できるわけではない(レジストリ・レジストラモデルに注意)

ICANN Paris会議の理事会決議

決議[2008.06.26.02]

新gTLDコミュニティの支持と、新gTLDの追加は実現可能であるとするスタッフの助言に基づき、理事会はGNSO評議会のポリシー勧告を受け入れる。

決議[2008.06.26.03]

理事会はICANNスタッフに対して、申請プロセスの詳細実現計画の策定作業を継続・完成し、作業に関してコミュニティとの対話を継続しつつ、gTLD新設プロセス開始に向けて、実現計画の最終版を理事会とコミュニティ対して提示することを命ずる。

2008年2月以後の動き

2008年

- 3月27日 理事会
 - “A complete version of the RFP is anticipated the first week in May”
- 4月11日 GNSO Councilとstaffの協議 (Los Angeles)
- 4月19日 Riga(Latvia)での理事会ワークショップ
- 4月30日 理事会
 - “in many cases we would not be able to fit our issues into their(DRP provider’s) rules”
- 5月29日 理事会
- 6月23日 パリでのワークショップ
<https://par.icann.org/files/paris/gTLDUpdateParis-23jun08.pdf>

新TLD申請の審査

- 申請組織の財務の審査
 - レジストリを運営できるだけの財務力があるか
- 申請組織の技術力の審査
 - レジストリを運営できるだけの技術力があるか
- 申請文字列に対する審査
 - 問題を生じる文字列ではないこと
- 同じ(極めて似た)文字列に対する申請が複数あった場合の処理
 - 申請者同士の協議
 - オークション

全体個数の制限はなく、また当該TLDの「価値」についての評価はない(これまでよりも確かに「自由」)

申請文字列に対する審査

- 技術的に問題無いものであること(GNSO勧告4)
- 予約語(Reserved Word)でないこと(GNSO勧告5)
- 既存のTLDや予約語(Reserved Name)と類似(Confusingly similar)でないこと(GNSO勧告2)
- 他人の法的権利を侵害していないこと(GNSO勧告3)
- 道徳と公共秩序に反しないこと(GNSO勧告6)
- 対象とするコミュニティからのある程度以上の割合 (significant portion)の本質的な反対(substantial opposition)がある、と専門家パネルが判断する場合には却下される (GNSO勧告20)

6月23日ワークショップの資料18,19ページ

申請文字列に関する「紛争処理機関」

候補となっている機関の名前は公表されてはいないが、2008年3月27日理事会議事録にはいくつか名前が見られる

- ICDR(International Centre for Dispute Resolution)
 - American Arbitration Associationが設立
- WIPO(World Intellectual Property Organization, 国際知的所有権機関)
- ハーグ仲裁裁判所(Permanent Court of Arbitration in the Hague)
- ICC(International Chamber of Commerce, 国際商工会議所)

今後

スケジュールは6月23日ワークショップの資料28ページにあり

- 紛争解決機関(DRP)の確保(2008年第3四半期)に第一の関門
- RFPの理事会承認に第二の関門

なお相当の困難が予想される